令和7年度 山形市フリースクール等利用料支援補助金のご案内

1 令和7年度山形市フリースクール等利用料支援補助金とは

本補助金は、フリースクール等に通所している不登校児童生徒のいる世帯のうち経済的困難を 抱える世帯に対して、利用料を補助するものです。

2 令和7年度山形市フリースクール等利用料支援補助金の内容について 【補助対象者は】

次の4つのいずれかに該当する世帯に属する不登校児童生徒(※)の保護者等となります。

- (1) 生活保護を受けている世帯
- (2) 就学援助を受けている世帯
- (3) 世帯全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯
- (4) 児童扶養手当を受給している世帯
 - ※ 本補助金における不登校児童生徒とは、山形市内の公立小中学校に在籍し、かつ、山形市内に住所を有する者のうち、在籍している学校に登校していない状況にある者をいいます。

【補助対象経費は】

保護者等がフリースクール等(※)に支払った毎月の利用料です。(入学料、教材費及び施設整備費等は除きます。)

※ 本補助金におけるフリースクール等とは、「不登校児童生徒の支援を主たる目的に運営していること」や「山形県内で学習支援や居場所の提供又は相談・支援を実施していること」など様々な要件があります。利用中のフリースクール等が該当するかどうかは、下記にお問い合わせください。

【補助金の額は】

フリースクール等に支払った利用料の2分の1の額です。

※ただし、児童生徒1人につき、1か月につき15,000円を上限とします。

【補助対象期間は】

令和7年4月1日~令和8年3月31日の利用料です。

※ただし、**令和8年3月10日までに支払いを終えたもの**に限ります。

3 申請時期

令和7年 4月分 \sim 令和7年9月分の利用料……**令和7年11月29日**(土)締切 令和7年10月分 \sim 令和8年3月分の利用料……**令和8年 3月10日**(火)締切

4 由請窓□

総合学習センター 1階窓口 でお願いします。

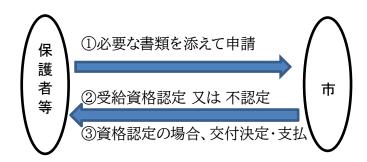
開 所 日:火曜日~土曜日(※)

休 業 日:日曜日·月曜日、祝日、年末年始(※)

(※)第3日曜日の「前日の土曜日」は休業、第3日曜日の「翌日の月曜日」は開所

受付時間:9:00~15:00

5 申請~支払いまでの流れ



① 保護者等→市

次の書類を提出します。

- ·<u>受給資格認定申請書(様式</u>第1号)
- · 交付申請書(兼)請求書(様式第2号)
- ・フリースクール等利用証明書(兼)領収書(様式第3号)
- ・住民税課税証明書 【R7.1.1 時点で山形市に住所がなかった方のみ】
- ② 市→保護者等

受給資格認定又は不認定の旨を通知します。

③ 市→保護者等

受給資格が認定された場合、市は申請書に基づき交付決定をし、保護者等に通知するとともに、保護者等があらかじめ指定した口座へ補助金を振り込みます。

6 申請時の留意点

- ・補助金は、口座振込でお支払いします。
- ・振込先口座は、申請者名義の口座を指定してください。
- ・補助金の交付決定通知等は書面にて、申請書に記載いただいた住所に送付いたします。
- ・審査にあたり、追加で書類の提出をお願いする場合や、申請書の記載事項について確認する場合に、山形市教育委員会総合学習センターまたは教育総務課から、申請書に記載の電話番号に 御連絡する場合がありますので、御了承ください。
- ・審査の対象となる方は、児童生徒と生計を一にする世帯全員となります。
- ・生活保護受給世帯の方は、本補助金を収入認定除外するため、別途、福祉推進部生活支援課に 「自立更生計画書」を提出してください。

7 お問い合わせ先

山形市教育委員会総合学習センター 1階窓口 (電話:645-6163)

開 所 日:火曜日~土曜日(※)

休 業 日:日曜日・月曜日、祝日、年末年始(※)

(※)第3日曜日の「前日の土曜日」は休業、第3日曜日の「翌日の月曜日」は開所

受付時間:9:00~15:00

不登校に関するご相談も 受け付けております。